

デジタルアーカイブシステム構築及び
システム利用に係る仕様書

令和4年6月

デジタルアーカイブシステム構築及びシステム利用に係る仕様書

1. 目的

地域に伝わる文化財、地域資料を地域の魅力発見と地域活性化のツールとして発信し、児童・生徒が地域学習の教材として有効に活用するため、泉大津市が所蔵する郷土資料や、市内に所在する文化財資料等のデジタルデータを閲覧するためのデジタルアーカイブシステムを構築することを目的とする。

本事業の実施に際し、専門的な知識を有し、最も優れている事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務期間

(1) デジタルアーカイブシステム構築

契約締結日の翌日から令和4年11月10日まで
(システムの公開は令和4年10月20日を想定)

(2) システム使用期間

契約の締結日の翌日から令和9年6月30日まで

3. 契約範囲、業務見積費限度額

本プロポーザルを経て、契約を想定している範囲は次の通りである。

	案 件	契約範囲	企画提案評価範囲
a	デジタルアーカイブシステム構築業務	対象	対象
b	デジタルアーカイブシステム利用に必要なライセンス	対象	対象 (令和4年8月～令和9年6月)
c	デジタルデータを保管するクラウドの利用	対象	対象 (令和4年8月～令和9年6月)

見積費上限額

デジタルアーカイブシステム構築業務
金 4,658,500円(消費税および地方消費税額を含む)

システム(ライセンス及びクラウド)利用料
月額 金102,300円(消費税および地方消費税額を含む)

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、見積金額は、上記見積上限額の金額を超えてはならない。

4. 適用業務(調達範囲)

本件の対象業務は、下記の各項目とする。

- (1) 委託者が提供するデータから公開用コンテンツを作成する。
- (2) 委託者が提供するデータのメタデータを作製する。

- (3)作成した(2)のメタデータをデジタルアーカイブに搭載する。
- (4)作成した成果物を指定するメディアに格納して納品する。
- (5)契約期間内の運用保守業務
- (6)その他の付帯業務

5. 対象データ数(目安)

(1)和漢籍(朴斎文庫)のデジタル画像	200冊(最大12000コマ) (24bit フルカラー 400dpiで撮影)
(2) 絵図のデジタル画像	20点 (最大120コマ) (24bit フルカラー 400dpiで撮影)
(3)古文書(田中家文書)のデジタル画像	100点(最大600コマ) (24bit フルカラー 400dpiで撮影)
(4)市内風景写真のデジタル画像	300点 (データサイズ各500KB~3M程度)
(5)白地松鶴亀草花文繡箔肩裾小袖のデジタル画像	4点 (データサイズ各3M程度)
(6)民具のデジタル画像	100点 (データサイズ各3~7M程度)

なお、以上のデータ以外にも随時追加することを見込んでおり、システムは300GB程度まで対応できるものであることとする。

6. システム基本要件

下記の要件一覧を満たすデジタルアーカイブシステムをネットワーク上に構築し、一般の利用に供せられるよう、必ずインターネット等で公開し、公開はクラウド型プラットフォームで行うこと。

- (1)インターネット回線を利用するクラウド型システムであること。
- (2)安定的な稼働実績があるクラウド型システムであること。
- (3)最新のOSに対応し、スマートフォン、タブレットに対応した画面表示が行えること。
- (4)一般的に普及しているアプリケーションソフトを除き、ブラウザのみで本システムを利用できること。一般的に普及しているアプリケーションソフトであるかどうかについては、委託者が判断する。
- (5)円滑なデータインポート及びデータエクスポートが可能なシステムであること。また、CSV形式により作製するメタデータが、容易にインポートできること。
- (6)安定稼働にあたり、十分なセキュリティを確保すること。
- (7)公開ドメインとして、市のサブドメインを使用できること。

- (8)「ジャパンサーチ」および国際レベルのシステムとの検索連携が可能であること。
- (9)システムの標準機能で要件を満たしていない場合はカスタマイズ等でシステムとして対応すること。
標準対応ではない機能(個別対応・代替案)については提案書に具体的な対応内容を記載すること。
- (10)クラウド型サービスを構築するにあたり、本市役所内で作業する場合は本市が用意した機器(PC)及びインターネット回線が利用できる。ただし、本市役所以外で作業する際にインターネット回線が必要な場合は、受託者が機器の調達及び設定等をおこなうこと。またこれにかかる費用も見積もりに含むこと。
- (11)システムのメンテナンスとして、受託者の担当がシステムの稼動状況の診断及び運用相談を実施すること
- (12)その他要件
 - ① 特定日(月末・年度末)に作業を要するプログラムは用いないこと。
 - ② 円滑なシステム運用が行えるように職員への研修・教育体制を整えること。
 - ③ 本仕様に定めのない事項並びに本要件に疑義が生じた場合は、本市教育委員会と別途協議し決定すること。

7.公開コンテンツの作成について

(1)公開用コンテンツの作成

①メタデータ

委託者が提供する目録情報からデジタルアーカイブのメタデータ用に加工すること。

②静止画ビューア

標準ビューア

- (ア) 保存用画像データの色調・明るさ・コントラストなどを調整した画像をインターネット上で配信可能な公開用画像の形式に変換すること。
- (イ) 簡単な操作でスムーズにスクロール、拡大縮小などできるデータであること。
- (ウ) 一般的な回線速度でも十分に閲覧でき、画像を低解像度から高解像度までの複数階層からなるタイル状のデータに分割し、必要に応じて必要なデータのみを配信する形式にすること。各タイル状のデータは、劣化が目立たない範囲でJPEG圧縮すること。
- (エ) パソコンやタブレット端末上で動作するウェブブラウザを用いて閲覧できるデータであること。その際に、プラグインなどの特別なソフトウェアをインストールすることなく実行できるデータであること。なお、静止画像をダウンロードすることは想定していない。

(2)公開用画面の製作

①共通事項

- (ア)委託者が提供する素材データから公開用の各コンテンツ画面を作製すること。

(1)画面デザイン・製作内容は、委託者と協議のうえ決定すること。

②トップ画面

(ア) デジタルアーカイブの概要を表示すること。

(イ)各公開用画面へのリンクを設定すること。

③一覧画面

(ア) 一覧画面の概要を表示すること。

(イ) サムネイル画像を表示すること。

ウメタデータ、公開用コンテンツへのリンクを設置すること。

エグリッド表示、リスト表示を切り替えられること

④ その他画面

(ア)操作説明用画面、利用規定画面を作成すること。

(イ) 委託者と協議のうえ、その他必要な画面を作成すること。

(3)システムの運用開始

システムの公開日は、令和4年10月20日を予定している。

公開日までには操作研修等、受託業者にて必要と思われる作業を行うものとする。

8.契約期間満了後の取扱

(1)クラウドシステムの契約延長

①契約期間が満了した際、市は契約の終了または、期間の延長か選択できるものとする

②期間延長し継続利用する場合は、契約期間と同等の月額利用料(リース機器を除く)かつ任意の月数で契約できるものとする。

③契約延長の際、更新費用及び契約手数料等の経費は支払わないものとする。(再構築・リニューアルする場合を除く)

(2)格納データの返還

①システムの契約満了時には、市に帰属する全ての格納データを返還すること。

②返還に伴う作業費用は、本プロポーザル実施要領に基づき参考見積書(任意様式)により参考価格を提示すること。

この価格は契約金額には含めないが、今回の業者選定における評価対象とする。

9. その他の留意事項

(1)本仕様書については適切に管理するとともに、これにより知り得た情報については、第三者に開示してはならない。

(2)業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された場合は、

受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受託者の負担とする。

- (3)本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、その指示を受けること。